政令第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第四十三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十九条）
第二章　経過措置（第二十条）
附則

第一章　関係政令の整備

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第五条第二十四項」を「第五条第二十五項」に改める。

第十四条及び第二十六条の六中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

（地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第三号

二　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十三第一項第三号

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第一項の項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第四条　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第二十一条中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第六十四条第一項及び第百三条第一項の表第六十四条第一項の項

（国有財産特別措置法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

一　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）第二条第三項第三号

二　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号

三　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第三号

四　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第一号チ

五　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七条第八号

六　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第五号

（都市公園法施行令の一部改正）

第七条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十八項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十六項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第九条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項第二号及び第四十条の二第二項第二号中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第十条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第二十七項」を「第五条第二十八項」に、「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十五項」に改める。

（知的障害者福祉法施行令の一部改正）

第十一条　知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第四条中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一㈥項ロ⑸中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同項ハ⑸中「同条第十三項」を「同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「自立訓練」の下に「、就労選択支援」を加え、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

一　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第一条第二項第五号

二　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

三　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

四　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号